

○伊東市建設工事共同企業体取扱要綱

平成 9 年 6 月 6 日

伊東市告示第 48 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、伊東市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格（昭和 60 年伊東市告示第 92 号）に規定する共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(共同企業体の方式)

第 2 条 共同企業体を活用する場合には、次の各号のいずれかの方式によるものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体 大規模かつ技術的難度の高い工事の施工に際して、共同企業体による施工が必要と認められる場合に工事ごとに結成する共同企業体をいう。
- (2) 経常建設共同企業体 優良な中小建設業者が、継続的な協業関係を確保することによりその経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体をいう。

第 2 章 特定建設工事共同企業体

(対象工事)

第 3 条 特定建設工事共同企業体に発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事とするものとする。

- (1) 工事費がおおむね 3 億円以上の土木一式工事
- (2) 工事費がおおむね 5 億円以上の建築一式工事
- (3) 工事費がおおむね 2 億円以上の設備工事

2 前項のほか、特定建設工事共同企業体による共同施工により、事業の円滑かつ効果的な運営が確保できると認められるものについては、対象工事とすることができるものとする。

(令 5 告示 8 ・一部改正)

(構成員数)

第 4 条 構成員の数は、2 者又は 3 者とし、工事ごとに定めるものとする。

(構成員の組合せ)

第 5 条 構成員の組合せは、次の要件を満たすものとする。

(1) 伊東市建設工事等入札参加資格者台帳（以下「資格者台帳」という。）に登録された者の組合せであること。

(2) 次条第3号又は第9条第2号の要件を別に定める場合には、その要件を満たす者の組合せであること。

(構成員の要件)

第6条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、当該発注工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。

(2) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(3) 発注工事に対応する要件を別に定める場合は、その要件を満たすこと。

(令5告示8・一部改正)

(結成方法)

第7条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(出資比率)

第8条 特定建設工事共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次に定めるところによる。

(1) 2者の場合 30パーセント以上

(2) 3者の場合 20パーセント以上

(代表者要件)

第9条 特定建設工事共同企業体の代表者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 構成員中より大きな施工能力を有する者とし、その出資比率は、構成員中最大であること。

(2) 代表者要件を別に定める場合には、その要件を満たすこと。

(対象工事の指定)

第10条 対象工事は、工事の規模、内容等を検討し、特定建設工事共同企業体の方式によることが必要であると認めるものを、市長が指定する。

(指名委員会)

第11条 第6条第3号又は第9条第2号の要件を別に定める場合は、入札参加資格設定

調書（第1号様式）を作成し、伊東市建設工事等に係る入札事務取扱規程（昭和60年伊東市訓令甲第114号）第11条に規定する指名委員会（以下「指名委員会」という。）に諮るものとする。

（資格の公告）

第12条 特定建設工事共同企業体を契約の相手方としようとするときは、あらかじめ、その旨及び次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 特定建設工事共同企業体による工事である旨及び当該工事名
- (2) 工事場所
- (3) 工事の概要
- (4) 資格審査申請書の受付期間及び受付場所
- (5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、組合せ、要件及び結成方法、出資比率並びに代表者要件
- (6) 前各号のほか、市長が必要と認める事項

（資格申請）

第13条 資格審査の申請をしようとする特定建設工事共同企業体は、指定の期日までに、次の書類正副3部を市長に提出するものとする。

- ア 建設工事入札参加資格審査申請書
- イ 共同企業体協定書（第2号様式）の写し
- ウ 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し
- エ 入札参加資格の認定に必要とする資料

（資格認定の有無）

第14条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格の認定の有無は、前条により提出された書類を審査の上を行い、その結果は、入札参加資格審査結果通知書（第3号様式）により通知するものとする。ただし、第6条第3号又は第9条第2号の要件を別に定めた場合は、入札参加資格申請者一覧表（第4号様式）を作成し、あらかじめ、指名委員会に諮るものとする。

（競争入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明）

第15条 特定建設工事共同企業体の競争入札参加資格が認定されなかった者は、指定の期日までに、競争入札参加資格が認定されなかった理由について、書面をもって説明を求めることができるものとする。

2 前項の理由を求められたときには、原則として説明を求める事のできる期日の翌日から10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 説明を求めた者に競争入札参加資格を認定する場合は、前条第1項の通知を取り消し、前項の回答と併せて、改めて資格を認定する旨の通知を行うものとする。この場合においては、あらかじめ、指名委員会に諮るものとする。

(契約方式)

第16条 第12条の規定により公告を行った工事に係る契約の相手方の決定は、第14条及び前条第3項の規定により有資格者と認定された特定建設工事共同企業体を対象として、一般競争入札又は指名競争入札の方法により行うものとする。ただし、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施工中の共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約によって発注することが適切な工事については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

2 前項の場合において、指名競争入札に対する特定建設工事共同企業体の数が競争を確保するのに必要な数に満たないと認められるときには、第12条の手続を経て、これを補充するものとする。

(令5告示8・一部改正)

(存続期間)

第17条 特定建設工事共同企業体は、当該工事の完成後、残務整理等に必要な期間として、3月以上存続するものとする。

(編成表の提出)

第18条 契約を締結した特定建設工事共同企業体は、契約の日から5日以内に特定建設工事共同企業体編成表（第5号様式）を市長に提出するものとする。

なお、同編成表の記載内容に変更を生じた場合も同様とする。

第3章 経常建設共同企業体

(対象工事)

第19条 経常建設共同企業体の対象工事は、単体企業の場合に準じて取り扱うものとする。

(構成員数)

第20条 構成員の数は、3者以内とする。ただし、継続的な協業関係が確保され、円滑な共同施工に支障がないと認められるときは、5者までとすることができるものとする。

(構成員の組合せ)

第21条 構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条の要件を満たす中小業者による組合せであること。
- (2) 資格者台帳に登録された業者の組合せであること。
- (3) 等級区分が設けられている場合は、同一の等級又は直近等級に格付けされた業者の組合せであること。ただし、下位の等級業者に十分な施工能力があると判断される場合には、二等級までに格付けされた業者の組合せを認めることも差し支えないこと。

(構成員の要件)

第22条 経常建設共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 登録を申請する業種について建設業法の許可を有しての営業年数が3年以上であること。
- (2) 原則として登録を申請する業種について元請としての施工実績を有すること。
- (3) 原則として登録を申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

(出資比率)

第23条 経常建設共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(代表者要件)

第24条 代表者は、構成員において決定された者とする。

(登録)

第25条 一の企業が登録することのできる経常建設共同企業体の数は、1とする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日伊東市告示第54号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日伊東市告示第15号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和5年1月17日伊東市告示第8号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。